

船舶に対する新たな許可要件 — U. S. Environmental Protection Agency

様々な法廷での異議申し立てと規則化の過程を経て、U.S. Environmental Protection Agency (EPA) は商業用船舶の通常業務で発生するほぼすべての排出物に対して排出許可を取得するべしとした規則と書式案を出した。この規則案は2008年12月19日もしくはそれ以前に決定されることになっている。

総トン数が300GTを越えるか、全長が79 feetを越えるか、あるいはバラスト水を8立方メートル以上運べる容量を持った全ての商業用船舶は、General Permitを取得するためNotice of Intentを提出せねばならない。許可は米国水域の沿岸より3マイルまでを運航する船舶に要求される。

許可は、National Pollutant Discharge Elimination System Program (NPDES)の後援の下に発行され、バラスト水や排水、汚水を含み、通常の船舶からの排出物の多くを対象としている。他の特定規則ですでに対象となっている排出は、すでに確立したそれら規則にて対応することになる。今回のGeneral Permitのシステムは特定の行動あるいは最高のマネジメントの実践を求め、そして検査やメンテナンスの記録や報告要求事項を含むことになる。

Intertankoは、この暫定的規則を許可のプロセスの始まりとなるNotice of Intentを準備するための基になるものとして認知すること、然しながら、最終的な規則が12月に公表される後までNotice of Intentは提出しないということを推奨している。規則制定に適応するための時間の点から見て、この推奨は船舶運航者にとって真剣に考慮すべきものである。

EPAはこれに関する専用の web site を設けている。

<http://www.epa.gov/npdes/vessels/>

また、その web site は、その経緯のあらましや計画された許可のスキームにリンクされている。

http://www.epa.gov/npdes/pubs/vessel_overview.pdf

http://www.epa.gov/npdes/pubs/vessel_commercial_factsheet.pdf

http://www.epa.gov/npdes/pubs/vessel_commercial_permit.pdf

我々は2ヶ月以内に行われるであろうEPAによる最終版の規則の発表を待っており、最終版の規則が分かり次第、このNoticeの補足を出す予定である。

For more information please contact: Loss Prevention Manager Trygve C Nøkleby, email trygve.nokleby@gard.no,

The information is provided for general information purposes only. Whilst we have taken every care to ensure the accuracy and quality of the information provided at the time of original publication, Gard AS can accept no responsibility in respect of any loss or damage of any kind whatsoever which may arise from reliance on this information. www.gard.no